

会社に雇われている外国人の皆さんへ

新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときでも、外国人であることを理由として、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。

1. 会社の都合で労働者を休ませた場合に会社が支払う**休業手当**は、日本人の労働者と同じように、外国人の労働者にも支払わなければなりません。
2. 労働者の雇用を守るために国が会社に支払う**助成金**は、日本人の労働者と同じように、外国人の労働者のためにも使えます。
3. 会社を休みたいときは、日本人の労働者と同じように、**年次有給休暇**を使うことができます。
4. さらに、子どもの学校が休校になったために会社を休むときは、年次有給休暇のほかに、会社に特別な休暇制度があれば、その休暇を使うことができます。
5. 解雇は、会社が自由に行えるものではありません。会社が外国人の労働者を解雇しようとするときは、**日本人の労働者と同じルール**を守らなければなりません。

困ったときは、お近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

【QRコード】

